

佐賀地方最低賃金審議会の公開について

令和8年8月26日

第459回佐賀地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記5の募集要項によりお申し込みください。

記

- 1 開催日時 令和8年8月31日（月）午後4時30分頃～

（注） 上記日程の前に当日開催される専門部会にて結審した場合に、上記の日時にて開催します。結審の有無については、傍聴申し込みをされたアドレス宛、専門部会終了後にお知らせのメールを差し上げます。

- 2 開催場所 佐賀第2合同庁舎（5階）共用大会議室1
（住所：佐賀市駅前中央3丁目3-20）

- 3 議 題 （1）佐賀県最低賃金の改正について
（2）佐賀県最低賃金の改定決定に関する答申について

- 4 募集人員 若干名

5 募集要項

- （1） 傍聴希望者は希望者ごとに所定の「傍聴申込書」を電子メールにより下記のアドレスに**8月28日（金）の17時まで**にお申し込みください。

メールアドレス chinginshitsu-sagakyoku@mhlw.go.jp

※ 電子メールが困難な場合に限り

・ 郵送 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階
佐賀労働局 労働基準部 賃金室

・ F A X （ 0 9 5 2 ） 3 2 - 7 1 8 2

- （2） 傍聴希望者が募集人員を超えた場合は、抽選により決定させていただきます。
傍聴当選者には電話等連絡いたします。

- （3） 特別な場合を除き事務局の指定する座席に御着席いただきます。
傍聴人は別紙「順守事項」を厳守できる方に限ります。
その他お知りになりたいことがありましたら、下記にお問い合わせください。

佐賀労働局 労働基準部 賃金室
電話（0952）32-7179

傍聴申込書

佐賀労働局労働基準部賃金室あて

傍聴希望する審議会	第 _____ 回佐賀地方最低賃金審議会
傍聴される方の住所	〒 _____
傍聴される方の名前	
傍聴される方の連絡先	電話 (_____) _____ E-mail _____
傍聴される方の勤務先 又は団体	
申込締切日	令和 8 年 8 月 28 日 (金)

【申込先】

メールアドレス chinginshitsu-sagakyoku@mhlw.go.jp

※ 電子メールが困難な場合に限り

郵送 〒 8 4 0 - 0 8 0 1

佐賀市駅前中央 3 - 3 - 2 0 佐賀第二地方合同庁舎 4 階

佐賀労働局労働基準部賃金室

F A X 0 9 5 2 - 3 2 - 7 1 8 2

審議会傍聴に当たっての順守事項

審議会の公開は国民主権の理念にのっとり、行政機関の有する情報や諸活動を国民の皆さんに説明する責務を全うするため、また、国民の皆様の的確な理解で民主的な行政の推進に資することを目的としたものであり、傍聴者の皆さまは議論に参加することや賛否を表明できません。又、審議会の進行の妨げになる行為をしてはいけません。

上記趣旨をご理解の上、下記順守事項を必ず守られますようお願いいたします。

なお、審議会主宰者の指示に従わない場合は、退去を要求することになります。

順守事項

- 1 受付順に傍聴席に着席していただきます。会議中に立ち上がる又は席を離れることは出来ません。途中退席(休憩時間等は除く)した場合、再入場は認められません。
- 2 事務局が指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 3 審議中は静粛にし、審議の妨害となる行為や審議における言論に対し賛否を表明したり、拍手等を行うことはできません。
- 4 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定して下さい。
- 5 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。(あらかじめ申し込まれた場合は、事務局の指示に従って写真撮影等することができます。)
- 6 はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないで下さい。
- 7 棒・銃・刃物等危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないで下さい。
- 8 飲食等はしないで下さい。
- 9 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従って下さい。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主宰者がその者の退去を求めることがあります。

佐賀地方最低賃金審議会